

○教育長(銘苅 健)

それでは皆さんおはようございます。

令和7年度第3回教育委員会定例会成立について、事務局の報告をお願いします。

○教育総務課庶務係長(津覇 大輔)

はい。報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項により、5名中4名が出席しておりますので、本定例会が成立していることをご報告いたします。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

本定例会は成立しているとのことですので。

それでは会議順に従って進めてまいります。

初めに議事録の承認を行います。

本日は3月31日開催の第7回臨時会の会議録承認を行います。

事前に資料を配布し、目を通していただいたと思います。

よろしければ承認をいただきたいと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

はい。ありがとうございます。

それでは後程署名をお願いいたします。

次に本日の会議録署名人の指名をいたします。

大兼奈月委員と東健策委員、お2人をお願いいたします。

○教育委員

はい。それでは議事に入りたいと思います。

本日の議事は6件となります。

本日の議案第5号、そして、報告第4号については人事案件のため、秘密会ということで、取り扱いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

それではそのように進めて参ります。

それでは議案第5号、報告第4号については、浦添市教育委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、秘密会といたします。

議事の進行については議事日程の通り進めて参ります。

それでは議事に移りたいと思います。

議案第5号については秘密会となりますので、本案件についての関係職員以外は退席をお願いします。

～ 秘 密 会 ～

○教育長(銘苅 健)

それでは議案第5号について、原案の通り承認いたします。

事務局は資料を回収してください。

ここで一旦秘密会を解きます関係職員の入室を認めます。

それでは次の議事に移ります。

議案第 6 号「浦添市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則」について提案理由の説明をお願いいたします。

野村部長。

○教育部長(野村 美抄代)

議案書 2 ページをご覧ください。

議案第 6 号「浦添市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則」についてでございます。

提案理由は、浦添市教育委員会事務決裁規程の改正に伴い、引用条項のずれが生じたことによる条文の整理を行うため、浦添市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する必要があるためでございます。

詳細は、教育総務課長より行います。

○教育長(銘苅 健)

はい。課長お願いします。

○教育総務課長(大城 博郎)

議案書 4 ページの新旧対照表をご覧ください。

左側の、改正前の規定ですが、下線が引かれている部分の、浦添市教育委員会事務決裁規定第 2 条第 8 号に規定する課長の部分を、右側の改正後案にあります、浦添市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則第 8 条に規定する指導監、課長、所長(浦添市立学校給食調理場所長に限る。)、主幹及び技幹に改正するものとなっております。

この改正の理由でございますが、引用されていた浦添市教育委員会事務決裁規定が、令和 7 年 3 月 30 日に改正されており、現在の規定と条項ずれが生じてしまっていたため、条項ずれの文言を整理するためであります。

今回の改正により、事務の取扱い等について変更があるものではございません。

本来であれば、浦添市教育委員会事務決裁規程と同時に改正する必要があったのですが、改正が漏れてしまっていたため、今回改正するものとなります。

また、これを機に、引用先の例規を浦添市教育委員会事務決裁規定から、浦添市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則に変更することで、例規の種別を統一することができます。

これにより、今後同じような引用先の例規の改正があった場合に、二つの例規をまとめて改正できる手法も可能となり、事務の効率化を図ることができるようになります。

改正の、施行日につきましては、速やかに改正する必要があるため、公布の日としております。

説明は以上となります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

ただいま課長の方から説明がありましたように、特に大きなものじゃなくて、文言とかですね、そういった、また組織名とか、そういったことの変更ということですので、委員の皆さん何かその件に関して、ご質問あればお願いいたします。

よろしいですか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

それでは議案第 6 号について原案の通り承認をいただきました。

それでは次の議事に移りたいと思います。

議案第 7 号「浦添市特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則」について、提案理由の説明をお願いいたします。

指導部長お願いします。

**○指導部長(内田 篤)**

議案書の 14 ページをご覧ください。

議案第 7 号「浦添市特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、現行規則では、学校給食費について、支給対象者に支給しているが、保護者の負担軽減を図り、事業の円滑な実施のため、支給対象者から委任を受け、学校給食費を学校給食調理場へ支給すること及びその他所要の改正を行うため浦添市特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する必要があります。

これがこの規則を提出する理由でございます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

なお詳細につきましては、学校教育課課長より説明させていただきます。

**○教育長(銘苺 健)**

はい、学校教育課長お願いします。

**○学校教育課長(新里 優子)**

22 ページをご覧ください。

新旧対照表で改正の内容についてご説明いたします。

まず第 2 条の定義でございます。

第 7 号を新設いたしまして、学校給食費の対象経費となる実費について、保護者が支払った額ではなく、市が定める学校給食費の額ということを明確に規定しております。

その下第 5 条は、就学奨励費の申請については、同意書及び委任状を兼ねていることを表記するため、かっこ書きを加える改正となっております。

同意書につきましては現行様式においても、所得状況等を教育委員会が確認することについて、同意する旨の記載がありましたが、就学援助規則に合わせ、わかりやすくするための表記となっております。

また、委任状につきましては、学校給食費を学校給食調理場へ支給するため、支給対象者から委任を受けるための表記となります。

続きまして第 6 条の、審査及び通知についてですが、申請者に対する通知方法について、実務に合わせ改正するものでございます。

23 ページをご覧ください。

現行では、支給をするしない、どちらの決定の場合でも、学校長を経由して申請者へ通知することと規定しておりますけれども、実務では、支給をしないと決定した時は、学校長を経由せず、直接申請者へ通知していることから、号建てで明確にする改正を行っております。

続きまして、その下、第 8 条でございます。

第 3 項を新設し、費目ごとの支給時期及び支給方法を明確にするための改正となります。また改正後、右側の第 9 条において、受領の委任を規定し、学校給食費の受領を受任者、学校給食調理場に支給することができることを規定しております。

25 ページをご覧ください。

新設の、別表第 3 が、第 8 条及び第 9 条の改正内容を反映した表となっております。

23 ページにお戻りいただきまして、現行規則の第 9 条をご覧ください。

世帯状況変更届の規定になりますが、就学奨励費につきましては、認定時期が9月の年一回のみであり、その後の世帯状況の変更は届け出る必要がないことから、条文を削除するものとなっております。

24 ページからの別表及び 28 ページ以降の様式につきましては、以上の改正をふまえた変更、及び字句の訂正、追記となっております。

以上でございます。

ご審議の程お願いいたします。

○教育長(銘苅 健)

はい。ありがとうございました。

ただいま説明がございました就学奨励費ですね。

その件について、改正について、委員の皆さんから、ご質問あるいはご意見あればお願いいたします。

○教育委員(東 健策)

よろしいですか。

○教育長(銘苅 健)

はい。東委員どうぞ。

○教育委員(東 健策)

確認なのですが、14 ページの方で、浦添市特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正というふうになっておりますけど、その一部っていうのが、学校給食費に関する事項というふうにとらえてよろしいでしょうか。

○学校教育課長(新里 優子)

はい。

○教育委員(東 健策)

わかりました。ありがとうございます。

○教育長(銘苅 健)

他にございますか。よろしいですか。

提案されています、浦添市特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則ということで、今回改正ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。議案第7号は、承認されました。

それでは次の議事に移ります。

議案第8号「浦添市教育振興基本計画(後期)の策定について(諮問)」についての提案理由の説明をお願いいたします。

○教育部長(野村 美抄代)

はい。

○教育長(銘苅 健)

教育部長。

○教育部長(野村 美抄代)

議案書41ページをご覧ください。

議案第8号「浦添市教育振興基本計画(後期)の策定について(諮問)」についてでございます。

提案理由は、教育基本法第17条に基づく教育振興基本計画(後期)策定に向け、浦添市

の教育について、各教育分野の有識者や市民の意見を聴取するため、浦添市教育振興審議会へ諮問するためでございます。

詳細につきましては、教育総務課長より行います。

○教育長(銘苺 健)

教育総務課長お願いします。

○教育総務課長(大城 博郎)

諮問でございますが、今年度、浦添市教育振興基本計画の中間年にあたって、その見直しの時期になっております。

今回、国・県の現状の計画とも整合性を取るということもございまして、今お手元にお配りした、浦添市教育振興審議会委員の皆様にご審議いただくための諮問となっております。答申時期は、令和7年度末を目途としております。

以上でございます。

○教育長(銘苺 健)

ありがとうございます。

ただいま説明がありました、浦添市教育振興基本計画(後期)の策定、それに対する諮問ですね。

皆さんの方に資料がいつておりますけれども。

その件に関してご質問がございましたらお願いいたします。

東委員。

○教育委員(東 健策)

よろしいですか。

浦添市教育振興基本計画について、もうちょっと具体的に教えて欲しいのですが、スパンであるとか、改定のスパンですね。

それから、その検証というか、成果と課題を踏まえて、毎年、実施されるのかどうか。

それとももう何年か周期で、このように諮問がなされているのかどうか。

この辺を教えて欲しいです。

○教育長(銘苺 健)

はい。教育総務課長。

○教育総務課長(大城 博郎)

この教育振興基本計画でございますが、こちらは10年スパンで計画されておまして、当初の計画の中で、中間年に見直しを行うというところで、今回見直しにあたって、審議会にお諮りするところになっております。

進捗管理につきましては浦添市の教育の方で、その計画に沿った形での、毎年の進捗状況を報告しているところでございます。

以上です。

○教育委員(東 健策)

ありがとうございます。

○教育長(銘苺 健)

はい。他にございますか。

私の方からちょっと、前期の方の成果、そしてこれの見直しとか、そういったものは、この同じ審議会で行っているわけですね。

課長お願いします。

○教育総務課長(大城 博郎)

審議会自体は、計画の策定において審議会に諮っているということで、毎年この審議会

に諮っているということではございません。

○教育長(銘苅 健)

では先ほど東委員からもありましたけども、前半のいろんな施策等に対する振り返りですね。

それはどんな形で、行っていますか。

はい、大城課長。

○教育総務課長(大城 博郎)

毎年の施策の進捗状況については報告しているところでございますが、前期の部分での振り返りというところで、今おっしゃっているように、この当初の、審議会の一回目の中で報告するかどうかというのは、想定はしていなかったですけども、これはやっていったほうがいいのかなどは思うので、その内容については、今度の審議会で触れていきたいかなとは思っています。

○教育長(銘苅 健)

やっぱり後期、これから後の5年間の策定をするということは、前半の方の反省とかそういうことの評価をして、この部分についてはいいよね、この部分については見直したほうがいいよねっていうような、そういうことがやっぱり出てくると思うのですね。

そういった意味ではこの審議会にかける時に、ぜひこれまでの前期の成果と評価、その辺を、はっきりして出した方が、審議もしやすいかなと思いますので、その辺の資料作り等よろしくをお願いします。

他にありますか。

はい、大兼委員。

○教育委員(大兼 奈月)

43ページの第4条に、委員の任期は2年以内とする。

とありますが、実際は1年のみですか。

○教育長(銘苅 健)

大城課長。

○教育総務課長(大城 博郎)

今回は、この計画自体が今年度では終了する見込みとなっておりますので、1年のみとなっております。

○教育長(銘苅 健)

よろしいですか。

○教育委員(大兼 奈月)

はい。

○教育長(銘苅 健)

他にありますか。

○教育委員(東 健策)

確認ですけどよろしいですか。

○教育長(銘苅 健)

はい、東委員どうぞ。

○教育委員(東 健策)

第3条の方に、委員15人以内をもって組織するとなっておりますが、今回は、15人以内の枠で9名の委員ということで理解してよろしいでしょうか。

○教育長(銘苅 健)

大城課長。

○教育総務課長(大城 博郎)

はい。そうですね 15 名以内であれば、専門家、市民の代表というところで、今回は 9 名で構成しております。

○教育長(銘苺 健)

はい。他にありますか。

よろしいでしょうか。

それではただいま議案第 8 号について説明がありました。

ご質問等についてはもうありませんか。

それでは、この議案第 8 号について、原案の通り承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苺 健)

ありがとうございます。

では原案の通り承認ということになります。

○教育委員(東 健策)

ちょっと休憩おねがいします。

○教育長(銘苺 健)

休憩します。

再開します。

それでは議案第 8 号は承認されましたので、次、議案第 9 号の方に入ります。

議案第 9 号「浦添市立学校のプール施設の在り方に関する基本方針の策定について」提案理由の説明をお願いします。

野村部長。

○教育部長(野村 美抄代)

議案書 46 ページをお開きください。

議案第 9 号「浦添市立学校のプール施設の在り方に関する基本方針の策定について」で  
ございます。

提案理由は、浦添市立学校のプール施設の在り方に関する基本方針を策定するにあたり、教育委員会の権限に属する事務として、浦添市教育委員会事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 号(教育行政の運営に関する基本方針及び計画の決定に関すること)に基づき、議決を必要とするためでございます。

詳細につきましては、教育総務課長より行います。

○教育長(銘苺 健)

教育総務課長お願いします。

○教育総務課長(大城 博郎)

議案第 9 号「浦添市立学校のプール施設の在り方に関する基本方針の策定について」、ご説明申し上げます。

現在浦添市立学校のプール施設については、全小中学校に設置されておりますが、経年劣化による老朽化が進んでいるため、施設修繕等の財政上の負担が大きくなっており、設置から 40 年以上経過するプールが、神森小学校を除く、全体の約 3 割となっております。

また、夏場のみ、5 月～7 月の運用のため、使用期間が短期間の割に費用や管理に大きな負担がかかっており、今後、財政的な負担を考慮すると、すべての学校のプールについて、適切な維持管理に必要とする整備、改修を計画的に実施していくことが難しい状況と

なっております。

そうした中で、老朽化した神森小学校のプール施設においては、民間施設を活用して、水泳授業を委託するという方針を決定し、令和3年度から水泳指導委託を導入しております。

令和5年度に、神森小学校の児童、保護者及び教員を対象としたアンケート調査を実施した際には、民間委託事業を行った方が良いという意見が大半を占めております。

今回の方針は、今後財政的な負担を考慮しながら、将来に渡って児童生徒に、安全で質の高い水泳授業を実施していくため、今後の学校プール施設の改築等を検討する場合においては、民間施設を含む、外部委託を活用して、水泳授業の指導を委託することを第1に考えることとする、浦添市立学校のプール施設の在り方に関する基本方針を策定するものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございました。

ただいまプールの活用についてご説明がございました。

委員の皆様から質問等があればお願いいたします。

はい下地委員。

○教育委員(下地 イツ子)

確認ですけれども、50ページに各学校の一覧表が記載されていますが、この中で一番右端の、(複合)と書かれている意味を確認してもよろしいですか。

○施設課技幹(呉屋 真人)

はい。

○教育長(銘苅 健)

お願いいたします。

○施設課技幹(呉屋 真人)

はい、表の右側に(複合)と書かれているものが全部で5つあります。

これは、浦添小学校だと校舎の最上階にプールがあります。

そういう意味で校舎とプールの複合施設。

次に行きますと、浦城小学校は体育館の上の方にプールがあります。

その複合施設。

港川小も、1階がこども園で2階がプール。

浦添中も体育館の上にプールが乗っているという意味で複合施設。

当山は、1階がこども園で2階がプールという複合施設となっております。

以上です。

○教育委員(下地 イツ子)

続けて、港川小学校が※2で説明がついているのですけれども、防火水槽としての機能を備えていると。

それは、他の複合施設がそれを目的としていないと理解してよろしいですか。

○教育長(銘苅 健)

はい、技幹どうぞ。

○施設課技幹(呉屋 真人)

港川小学校に関しましては、当時建て替えをする前は、当時は幼稚園とプールが屋外施設として単独でありました。

その横に駐車場がありまして、駐車場の地面の下の方に消防が管理している防火用水槽というものがありません。

ただ、建て替えをするには、こども園とプールの複合施設を建て替えるにあたって、どうしてもその埋まっている防火用水槽の位置に建物がかかってしまうということがありましたので、消防とも協議した上で、改めてその別の場所に防火用水槽をつくるのではなくて、プールの水を利用して、防火用の水として使えるようにしましょうということで、協議して決まって、今そこだけに関してはそういう使い方で、常に水を張った状態で、使えるようにしているという状況です。

○教育委員(下地 イツ子)

わかりました。

ありがとうございます。

○教育長(銘苅 健)

他にどうでしょうか。

ちょうど先ほど文科省の話もしたのですけども、今の国自体としても、施設維持っていうのが大変厳しくなっているよということ。

それで民間の力を活用しようということで、学校から出て行って民間の施設を活用すること、これがうたわれていて、今神森小学校がまさにそれをやっているところですね。それで今後、浦添市として基本方針としては、今この中からすると、今後、民間施設の方の活用を図っていく。

ただし全て民間活用というわけではないということですよ。

それができないときには、当然この改修とか、そういったことをやりながら、プールを維持していくということになると思います。

単純に計算しても、浦添市内にある民間施設と浦添市内の学校数を持っていくと、当然みんながそれ確実にできるっていうのは、今のところはもう、パイが難しいと思うのです。

ハード面が。

そういった意味では、改修の必要性が出てきたときには、それを、見直す時にまず民間委託ができるかどうかを最初にして、それができるのだったらやるし、そうじゃなければ、自前でまた補修とかやろうという、そういったものの方針として、今回、挙げられていることになりますね、在り方の基本方針ということで。

○教育委員(東 健策)

よろしいですか。

○教育長(銘苅 健)

はい。東委員。

○教育委員(東 健策)

やはりこれからのことを考えたときに、民間委託、それに加えて一つのプールを複数校で活用するという方法もありかなと思いますね。

実は現場にいる時に、プールの老朽化によってろ過機が壊れたり、いろんな水漏れがあったりして使われないこともままあったのですけど、老朽化によって。

そう考えますと実は5月から7月まで大体10時間前後の水泳の学習時間だと思うのです。

で、雷の影響で中止、それからろ過機の不具合で中止なった場合にこの残った10時間のうちの消化できないまま終わってしまうケースもあるものですから、その場合、小さい学校でしたらいくらでもやりくりできますけど、浦添市のほとんどの学校が適正規模以上ということで、この時間割が組めない状況なのです。

そういった現状から考えるとやはり先ほど申し上げたように、やっぱり民間委託プラスまた施設が割と新しい学校へのバスを借りての移動、安全を考慮した上での移動等での活用が望ましいかなというふうな意見を持っております。

これは意見になりますけれども。

#### ○教育長(銘苺 健)

はい、ありがとうございます。

今、民間活用及びまた、市内にある学校の新しい方のプールに、他の学校が行って一緒に活用するという。それもあつたよということのご意見でした。

ありがとうございます。

学校から外に出て行って受けるというのは、保護者の立場から、大兼委員この辺どうでしょうか。

#### ○教育委員(大兼 奈月)

スイミングスクールで教えてもらう方が、泳力を上がるので、私は賛成だと思います。やはりコロナが明けてプールが再開した時に、6年生のプールの授業の時に先生がおっしゃっていたのが、顔を水に浸けられない子がいて、びっくりしたとおっしゃっていたのと、子ども達が海で遊びに行った時に、泳げる子は楽しく泳げるけど、泳げない子はもうずっと体育座りで見ている、なんで入らないのと言ったら怖いからとは言うのですけれども、水の怖さも体験して知らない、いざ、災害等が起きた時にちょっとでも自分の体験として持っていた方がいいのかなとは思っています。

逆にスイミングスクールに委託した時に、もともとスイミングスクールに通っていた子たちの保護者さんが、私たちが費用を払っているのは何なんだ、という声も上がらなくもないかな、というのが心配ではありますけど。

全体的に泳げるようになった方が楽しさも増えていいのかなというのは思います。

#### ○教育長(銘苺 健)

ありがとうございます。

参考に指導部長、神森小学校の状況で、保護者からの感覚とか、そういったもののアンケートとか結果があれば、すいませんが、こうだったということで、教えてもらえないでしょうか。

#### ○指導部長(内田 篤)

今ちょっとね、たくさんご意見いただいているのですけれども。

今このメリットの部分で、やっぱりこの保護者からは、概ねいい感じで、やっぱりそういう子ども達が楽しく行けていますっていうことは、声として週1回、水曜日固定で神森小学校は運用していたのですけれども、それはうまくいっていたのかなというところで、今メリットの中にちょっと今、入っていた方がいいなと思っているのが、安全面で本当に多くの方々の目の中で子ども達の安全確保ができていく状況があるのと、基本的にはスイミングスクールっていうのは屋内プールなので、様々な外的な要因のリスクがすごく下げられるので、その辺のことも多分メリットになるかな、泳力に関しては、男の子はすごく伸びるが女子がまだ課題が少しあるかな。

ここはまた、スイミングと連携して、目標をちょっと明確にしながら、今の多分2点だと思います。

泳力を上げていくことと、もう一つは、水に何か、水難事故防止の視点での、着衣で泳いでみるとか、そういう視点のところのものをちょっと両方、明確にしていくとさらに効果上がってくるかなあとということで、子ども達が楽しそうに通っているなという感じと、保護者もそこは期待していますね。

アンケート調査の結果からもいい結果が出ているので、今後また継続できればな、と感じておりました。

以上です。

○教育長(銘苺 健)

はい。ありがとうございます。

実際に子ども達が、委託を受けて、水泳授業を行っていた時の校長先生ですので、今指導部長の方からお話をいただきました。

あと今回はこれ小学校ですよね。

あくまでも小学校限定ではなくて、中学校も含めていますか。

○教育総務課長(大城 博郎)

全て入っています。

○教育長(銘苺 健)

宮城靖委員がいれば中学校の話も聞いたのですが。

ちょっと休憩お願いします。

再開しますね。

それではプールのあり方についての基本方針の策定ということで、いろいろと出ました。

もう少し、あれ何かありますか、なければ進めていきます。

よろしいですか。

では議案第9号について、原案の通り承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苺 健)

ありがとうございます。

それでは議案第9号は承認されました。

次に報告第4号について行いますが、本案件は秘密会となりますので、関係職員以外は退席をお願いいたします。

それでは秘密会の議事は以上です。

事務局回収をお願いします。

関係者の入れ替え、入室を認めます。

本日の議事は以上となります。

それではですね、本定例会については以上で終了いたします。

お諮りします。

本定例会で議決された件に係る字句、数字、その他の整理をするものについては教育長に委任するというのでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苺 健)

ありがとうございます。

よって字句、数字、その他の整理は教育長に委任することに決定しました。

以上をもちまして、令和7年度の第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。